70歳未満の方の高額療養費自己負担限度額について

1 か月の医療費が高額になったときは、下表の自己負担限度額を超えた保険適用分が高額療養費として支給されます。

70 歳未満の国民健康保険加入者の方

区分	所得	自己負担限度額(月額)
ア	所 得 901 万円超	252,600 円+(総医療費-842,000 円)×1% 【多数回該当:140,100 円】
イ	所 得 600 万円超~901 万円以下	167, 400 円 + (総医療費-558, 000 円) × 1 % 【多数回該当:93, 000 円】
ウ	所 得 210 万円超~600 万円以下	80,100 円 +(総医療費-267,000 円)×1 % 【多数回該当:44,400 円】
エ	所 得 210 万円以下	57,600 円 【多数回該当:44,400 円】
オ	住民税 非課税世帯	35, 400 円 【多数回該当:24, 600 円】

- ◎表中の「所得」とは、基礎控除後の「総所得金額等」になります。(所得の申告がない場合は区分アとみなされますのでご注意ください。)
- ◎表中の「多数回該当」とは、過去12ヶ月の間に、同一世帯で4回以上該当したときの4回目以降の限度額になります。
- ◎入院時の食事代や保険適用外の差額ベッド代などは対象外です。